

会社の税金の仕組みを丸ごとレクチャーします!

特集

「税法」にメチャヤバくなる 講座



経理の仕事に密接に関わってくる税法ですか、案外その仕組みを知らない人は多いようです。どんな構成になっているのか、施行令、施行規則、基本通達とは何が、毎年の改正はどんな流れで行なわれるのか…などさまざまな疑問があることでしょう。

そこで今月の特集では、会社の税金にまつわる法律について、超ビギナーにも分かるように解説していきます。

提言

税法に強くなれば仕事の面白が沸いてしまう

なぜ税法の知識が必要なんだらう

みなさんは「経理」という言葉で表わされる仕事の範囲をどのように捉えていますか？ 小学館「大辞泉」で「経理」という言葉を調べると、その第一の意味は「会計・給与に関する事務。また、それを処理すること」とされています。

では、この説明文の中の「給与に関する事務」という部分に着目して、税法との関連をちょっと理屈っぽく説明してみたいと思います。

その説明にあたり、知つておいてい

源泉所得税を納付する義務を負うことになるのです。

そして、その源泉所得税を所得税法の規定に従つて徴収すること（＝給与明細の控除欄で所得税を控除すること）により、納付税額が確定することになります。

このように、普段何気なく行なつているちょっととした経理事務が、じつは税法の定めに則つて行なわれているのです。

別の例を挙げれば、会計ソフトに仕訳を入力する際に消費税の税区分を選択するという操作も、税法抜きではできません。給与だけでなく、会計に関する事務においても、日々みなさんは税法の規定に従つて処理を進めているということになります。経理に携わる人間にとって、税法の知識は必須のものだということがお分かりいただけたでしょうか。

税法を知ればこんなメリットがある

いまお話をしたとおり、税法の知識は経理担当者にとって必須のものです。

また、税法の知識があると、経理に携わる人間として自分に自信が付くのではないかと思います。その最たるもの

は、税務調査に対する抵抗感や恐怖感・嫌悪感がなくなるということではないでしょうか。

というのも、税法を知つていれば、自分の処理の一ひとつに裏付けがあり、何を質問されても法律にもとづいた説明ができるからです。

また、会社の節税に貢献できるというのもメリットの一つです。節税に貢献できれば、「経理は利益を生まない」などといった意見を跳ね返すことができますね。

ただまことに税法の規定があります。それは国税に関する基本的な事項を定めた「国税通則法」という法律です。この法律の中で納税義務と納付税額について定めがあります。

やや専門的な表現になってしまいますが、そこでは、たとえば納付すべき税金の額について「国税の確定は原則として国税に関する法律（法人税法、所得税法といった個別の税目に関する法律）の定める手続きにより、納付税額が確定する」と定めています。

逆にいえば法律に定めのない手続き（税務署員の勝手な要請等）で納付税額が確定することはない、と定めています。

また納税義務についても、さまざま

な税金の種類ごとに、いつ納税義務が成立するかについて規定しています。たとえば、所得税はいつ納税義務が発生するか、みなさんは「存知でしようか？」確定申告書提出のとき、いえそうではありません。所得税の納立するのです。

では、先に挙げた給与事務とこうした税法の規定がどのように関係するのでしょうか。「国税通則法」では、源泉徴収による所得税の納税義務は「その支払いのとき」に成立すると規定しています。つまり、みんなが給与振込みの手続きをして、会社の口座から社員の口座に資金が移動したその瞬間に、みなさんの会社は給与についての

逆に税法の知識がないとどうでしょう。自分の経理処理が正しいかどうか、いつもピクピクしていなければならぬことになるのではないかと思いません。それは対税務署だけではなく、たとえば給与に関する税法精通していないなかつたとしたら、社員の人から「この税額計算はまちがっているのではないか」といわれた場合に答えるに窮してしまうでしょう。

今年は定率減税の半減という増税率の改正がありましたから、社員の人から問い合わせを受けた人も少なくないのではないでしようか？

日々細かい数字の整合性を問われる仕事に携わる人間にとって、自信を持つ事ができるということは、決して小さくないメリットであると思います。

ただ税法の知識が必要だとはいっても、その範囲は膨大です。その知識をすべて身に付けるのは到底無理でしょ

う。税法の専門家である私たち税理士であっても、知らない税法はたくさんあります。登録免許税法等は、登記を専門とする司法書士の方が私たち税理士よりもずっと詳しいのです。

幅広い税法の中で経理に携わる人間として知つておきたい基本知識については、18ページ以降のLessonをお読みいただくとして、ここでは税法の知識を身に付けるための上手な方法



1 常備する書籍は毎年同じものにする



では、税法の知識を得るために具体的に何をすれば良いのでしょうか？このまま三つの方法を紹介したいと思います。

についてアドバイスしておきましょう。まずは税金に関する疑問を放置しないといふ姿勢が必要です。その都度調べないと、疑問そのものを忘れてしまってからです。次に、記録を残すという姿勢も大切です。せっかく調べて納得のいく結論を得ても、その結論を忘れてしまつたら何の意味もありません。最後に、記録を整理することです。せつかく記録が残ついても、必要な

ときすぐに探し出せないのでは何の役にも立ちません。自分が探しやすいように整理するという意識があれば、この過程でいつそ理解が深まり、知らず知らずのうちに日常業務に必要な税法の知識が身に付くはずです。

経理部門という部署単位で考えて、みんなが探しやすいように整理すると、このまま三つの方法を紹介したいと思います。



私の事務所では大蔵財務協会の図解シリーズを毎年買い換えていました。同じものを買い換えることにより、大体この項目はこの辺に載つてのはずだな、と手が覚えてくれるからです。

また、改正が入つたときの新旧比較が容易だというのも、ふつも同じものを使うメリットの一つです。

2 顧問税理士の活用
会社に顧問税理士がいるのであれば、疑問に思ったことを質問してみると良いと思います。漠然とした質問をした場合には、税理士の方から「それはこういったことによろしいですね？」と確認が入ると思いますので、税法の適用にあたつてのポイントが学べます。

3 インターネットの活用

PCとインターネット接続環境があればいくら調査しても無料です。経理担当者がバックマークしておくべきサ

イトを二つ紹介します。

① タンクスアノサー

<http://www.taxanswer.nta.go.jp/index2.htm>

いわゆる知れた国税庁の税務相談サイトです。基本的な疑問は、このサイトで解決できる可能性が高いはずです。

② 国税庁

<http://www.nta.go.jp>

ある程度タンクスアノサーを使い込んでいくと、物足りなさを感じるようになります。その場合には、国

税庁のホームページについて、「税について調べる」というボタンを押してみてください。

税務署で配布しているパンフレットやマニュアル類は基本的にすべてダウロードできます。

税法の条文にあたつてみたいという場合は、該当する部分を直接クリックして確認することができます。

解説 会社の税金の仕組みが理解できる講座

税理士 野村幸弘

提言では税法を身に付けることの大切さと、知識習得のための方針についてお話をしました。ここからはいよいよ具体的な解説をしていきます。提言で触れた内容を踏まえて、Lesson 1～7を理解していってください。

**LESSON 1
税務イベントを確認しておこ**

まず最初に3月決算の会社を例にとって、年間の主な税務イベントを確認しておきましょう。年間の「税務イベント」が頭に入つていれば、それだけ税金の知識も理解しやすいはずです。

1月

正月気分もそここに、1月は税務イベントの多い月です。これは、会社の決算期に関係なく、あらゆる会社において共通することです。

① 支払調書提出
弁護士や税理士等に報酬を支払った場合や、不動産の賃料等を支払った場合、その支払者は、支払先や支払金額等を記載した支払調書を、支払日から翌年1月31日までに税務署長に提出しなければなりません。

② 法定調書合計表提出
支払調書や給与所得の源泉徴収票等の金額を集計する表です。

①②ともに「所得税法」の「源泉徴収の部分」で規定されています。

③ 同様に地方税法で提出が義務付けられているもので、固定資産税に関する規定の一部です。後述するように不動産については固定資産税が課せら

れます。これと同様に、法人が持つている動産のうち一定のものについても固定資産税が課せられるのです。

不動産には登記制度があるので、誰がその不動産の所有者か、登記簿を見れば分かります。しかし、動産については登記制度がないので、誰がどのようない動産を持っているか、第三者は知ることができません。そこで、固定資産税を課するため、会社に提出を求めているのが「償却資産申告書」なのです。

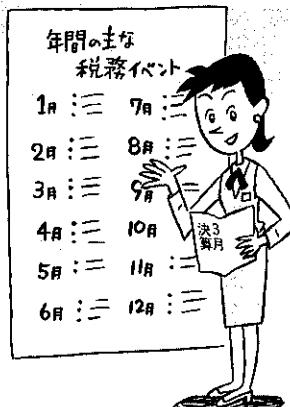
2月

1月のところでも少し説明したところ、その年の1月1日の不動産所有者に対する固定資産税が課せられます。税率は不動産価格(固定資産税評価額)の1・4%で市町村が課税します。

地方税法上は、固定資産税の納期は4月、7月、12月および翌年2月と定められています(ただし、市町村の事情により、条例でこれと異なる納期を定めることができます)。4月が第1回目の納期限ですので、2月は最終回の納期限となります。

5月

3月決算法人の場合、決算に連動して確定・納付する税金の申告・納付期限となります。法人税についてはLesson 2で、消費税についてはLesson 3で、道府県民税、市町村民



11月

5月のちょうど半年後です。3月決算法人の場合、法人税、消費税、道府県民税、市町村民税、事業税については、前年実績の半額か、または仮決算にもついて計算した税金を納める必

收の部分」で規定されています。

③ 給与支払報告書提出

地方税法の規定です。1月1日現在において給与の支払いをする者(会社)は、その給与の支払いを受けている者(社員)について、その前年中の給与所得の金額等を記載した給与支払報告書を、給与の支払いを受ける者の1月1日現在の住所地の市町村に提出しなければなりません。この提出により、社員の人が6月以後に徴収される住民税額が決定されることになります。

④ 傷却資産申告書提出

③と同様に地方税法で提出が義務付けられているもので、固定資産税に関する規定の一部です。後述するように不動産については固定資産税が課せら

要があります。

12月

何といつても最大の税務イベントは、年末調整です。みなさんにも馴染みの深い税務手続きではないでしょうか。

なお、ここでは年間の税金のスケジュールを紹介しましたが、もちろん定期に発生する税金もあります。たとえば以下のようなものです。

・印紙税

一定の契約書や領収書等には印紙を添付しなければなりません。これが印紙税です。経理担当者としてはある程度知つておくべき税金かと思います。

・登録免許税

法務局で登記をするときに必要になります。経理担当者としては登記をする際に確認する程度で良いでしょう。

・自動車取得税

自動車購入時に、自動車取得価額の5%（軽自動車は3%）の税金が掛かります。不動産取得税同様購入時の付帯費用として押さえておきたいところです。

なお、ここでいう取得価額は実際の

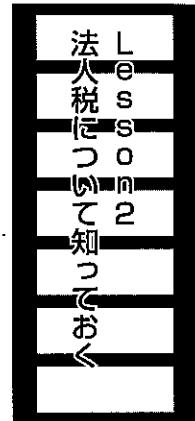
- ・自動車重量税
車検の際に納付する税金です。知るというよりは、これを納めないと車検がとらないので、納めざるを得ませんね（笑）。

- ・不動産取得税
不動産を購入した者に対して道府県が課する税金です。固定資産税評価額に対し、土地は3%、建物（住宅以外）は4%の税率で課せられます。不動産購入の際の付帯費用として覚えておきたいところです。

- ・ゴルフ場利用税
ゴルフ場利用税そのものを知るというよりは、ゴルフ場の領収証に記載されている金額のうち、ゴルフ場利用税の金額部分は消費税の課税対象外として処理しなければならないということを知つておくべき税金かと思います。

取得価額ではなく、メーカーが発表している価額です。

・ゴルフ場利用税



国税庁が運営する「タックスアンサー」というホームページには、「こととも税金相談」というコーナーが設けられています。ここでは、法人税について次のように書かれています。

「法人税は、株式会社などの会社〔法人〕の利益〔所得〕にかかる税金です。会社〔法人〕は、それぞれ決めた年度〔決算期〕が終わつたあと、その年度の利益をもとにして税額を計算し税務署に申告して税金を納めます」。

法人税法の規定の多くは、この文章の最後のところ、すなわち「利益をもとにして税額を計算し」ということに関する規定です。利益をもとにして税額を計算するなら、決算書の利益に税率を掛けて計算

すれば済むことじやないか、と思われるかも知れません。しかし、タックスアンサーの文章中にも「利益〔所得〕」とわざわざ断つてあるように、会社の決算上の利益と法人税の課税標準である所得の金額とは一致しません。ここが法人税法のややこしいところなのです。もう少し詳しく見ていきましょう。

2 益金の額・損金の額

企業会計上の利益をベースとしながらも、これにプラス・マイナスの調整を加えて算出するという規定になっています。その調整については、次で説明します。

今年5月1日に施行されたばかりの会社法では、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」と規定されています。また、会社法と会社計算規則により、株式会社には、「損益計算書」

〔貸借対照表〕〔株主資本等変動計算書〕〔個別注記表〕という計算書類の作成が義務付けられています。この計算書類のうち「損益計算書」で計算される利益が企業会計上の利益です。一方、法人税法上の所得の金額は、

みさんも「益金の額」「損金の額」という言葉をどこかで聞いたことがあると思います。これらは、法人税法上もつとも重要な言葉ですので、ぜひしっかりとその内容を理解しておいてください。

法人税法上の所得の金額は、「益金の額」から「損金の額」を引いたものであるという規定をしています。そして、益金の額というのは「別段の定めがあるものを除き」企業会計上の収益の額、損金の額というものは「別段の定めがあるものを除き」企業会計上の原価、費用、損失の額というい方をしています。

ここまで説明で、みなさんは、益金＝収益、損金＝原価+費用+損失であるなら、収益－費用で計算される損益計算書の利益とどこが違うんだ、という疑問を持たれたかと思います。じつは、先ほどの益金の額・損金の額の規定で出てきた「別段の定めがあるものを除き」という部分が最大のポイントなのです。

法律規定ではない日本語に翻訳すると、先ほどの益金の規定は、法人税法でとくに定めがなければ、益金＝収益で良い、損金の規定も同様に、法人税法でとくに定めがなければ損金＝原価+経費+損失で良い、という内容なのです。そして、法人税法の本質は、「別段の定め」にあるといつても過言ではありません。具体的には次のようなります。

3 「益金不算入」の例
たとえば、企業会計上、会社が受け

取った配当金は受取配当金として損益計算書で収益計上します。しかし、法人税法上は、一定の配当金を益金不算入すなわち、収益に算入しないといっています。これは、配当金というのは会社が課税済みの所得から支払うので、受取り側で再度課税すると二重課税になってしまふからという理由によります。

したがって、法人税法上の所得の金額の計算にあたっては、企業会計上の利益から、一定の受取配当金額を差し引く調整をしなければならないことになります。

4 「損金不算入」の例

法人税法上の今年の改正の目玉の一つが役員給与の損金不算入の規定の改正でしょう。企業会計上は、役員に対する報酬などを、事前に支給時期と金額を税務署に届け出でおかないと、損金不算入となってしまいます。

したがって、法人税法上の所得の金額の計算にあたっては、企業会計上の利益から、一定の要件に該当しない役員給与は損金不算入ないと規定しています。たとえば、四半期に一度だけ支給する監査役に対する報酬などは、事前に支給時期と金額を税務署に届け出でおかないと、損金不算入となってしまいます。

補習1
税法の仕組みを知つておこう

納税の仕方で分類すると下表のようになります。直接税は納税者が直接納付する税金、間接税はモノやサービスに税金分が含まれていて間接的に納付するものを指します。また「通則」は国税について基本的な共通事項等を定めたものです。

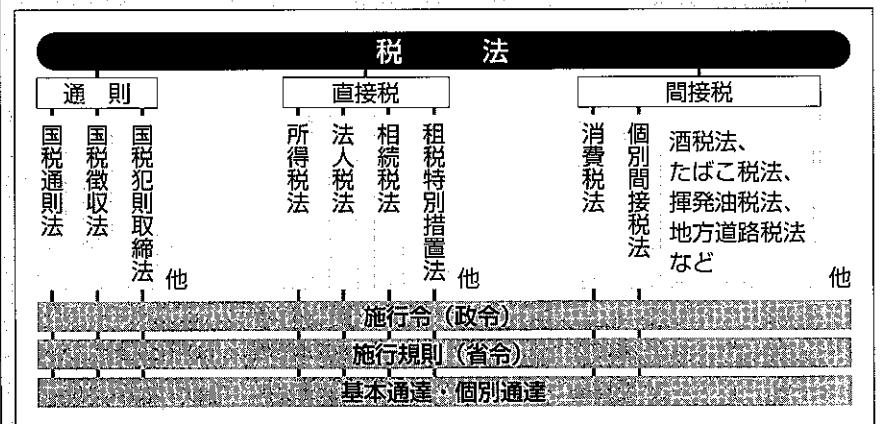
本文にあるとおり、そもそも日本の税金は法律にもとづいて課税することができ憲法で決められています。これを「租税法律主義」といいます。つまり、成文化された法律にもとづいていなければ税金を課税することはできないのです。また、課税のための要件も具体的に定めることができます。そのため税法はどうしても条文の書き方が細くなります。「税法は難しい」という印象を持つ人が多いのもそのためです。

ところで税法という言葉をよく使いますが、じつは「税法」という名前のあるわけではありません。いくつかの税金に関する法律を総称して「税法」と呼んでいます。税法を

（省令）は、政令の内容をさらに補足するため、手続きや申告書等の様式等を補うための規定です。また施行規則を各省の大蔵が制定したものです。法

人税法施行規則などがそれに当たります。通達は、国税庁長官が国税庁職員に対して発する命令で、政令や省令などと異なり、あくまで国税庁内で定めた見解に過ぎません。ですから通達に反したからといって即法令違反になるわけではありません。ただ、実務上

の基準になつていることは確かです。



LESSON 3 消費税について知つておぐ

「こども税金相談」の解説を見てみま
「消费税についても、法人税と同様に、

しょう。

「消費税は、商品の販売などの取引に
対して掛かる税金で、お店などの事業
者が納めます。この消費税は、商品な
どの価格に上乗せされていきます」

最終的には消費者が負担しているので
す。なお、今の消費税は、国に納める
消費税と都道府県に納める地方消費税
を合わせて5%になっています」

この説明で注目していただきたいの
は、「事業者が納めます」「最終的には
消費者が負担しているのです」という
部分です。

先ほどの法人税は、「会社（法人）は、

（中略）税額を計算し税務署に申告し

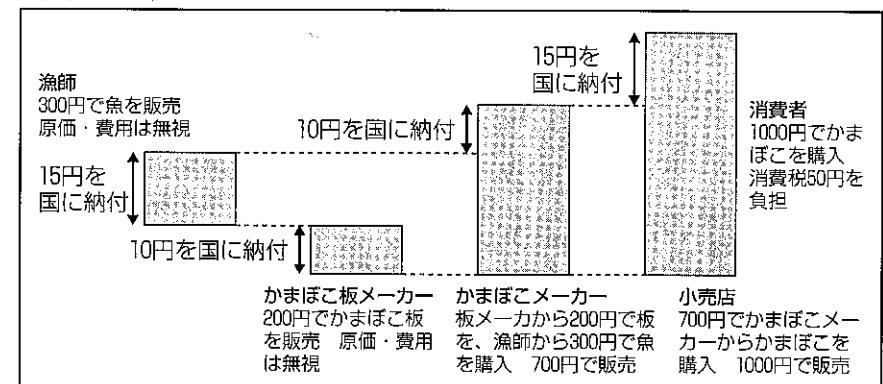
て税金を納めます」となつていて、負
担者と納税者が一致していました。こ
のように、納税者と、税負担者が同一
である税金を直接税、消費税のように
納税者と税負担者が異なる税金を間接
税といつています。

余談になりますが、直接税には法人
税の他、所得税、相続税、贈与税、固
定資産税、事業税などがあります。間
接税には、消費税の他、酒税、たばこ
税、関税、揮発油税、印紙税などが
あります。

ここで解説する消費税は付加価値税
であるといわれます。ちょっとひと言
で説明するのは難しいので、図を使つ
て説明しましょう（図表参照）。

図は、かまぼこの流通過程を単純な
モデルにしたものです。
下流から出発すると、消費者は10
0円のかまぼこの購入に対して50円
の消費税を負担します。この50円はど
のようにして国に納められるのでしょうか

図表



うか？

消費者にかまぼこを販売した小売店
は、消費者から1000円の売上代金
と、その売上に対する消費税50円を受
け取ります。一方で、仕入先であるか
まぼこメーカーには700円の仕入代
金とそれに対する消費税35円を支払い
ます。

この取引によって、小売業者は、
000円 - 700円 = 300円の付加
価値（おむね利益という理解で結構
です）を生み出しました。よって、こ
の付加価値に対応する消費税を国に納
めることになります。

その金額は $1000 \times 5\% = 50$ 円
 $- 35 = 15$ 円です。この金額は、預
かった50円と負担した35円との差額に
一致します。

次に、かまぼこメーカーを見てみま
しょう。

かまぼこメーカーは小売業者から7
00円の売上代金と、その売上に対す
る0円の売上代金と、その売上に対す

る消費税35円を受け取ります。一方で、消費税10円と15円をそれぞれ国に納付

仕入先であるかまぼこ板メーカーには
200円の仕入代金とそれに対する消
費税10円を、すり身の原料の仕入先で
ある漁師には300円の仕入代金とそ

れに対応する消費税15円を支払います。

この取引によって、かまぼこメーカー
は、700円 - (200円 + 300
円) = 200円の付加価値を生み出し
ました。よって、この付加価値に対応

する消費税を国に納めることになります。
す。その金額は $700 \times 5\% = 35$ 円です。

この金額は、預かった35円と負担し
た10円 + 15円 = 25円との差額に一致し
ます。

最後に、最上流にいるかまぼこ板メ
ーカーと漁師は、非現実的ですが簡単

にするため、まったくコストを掛けず
に魚とかまぼこ板を販売したとします。

すると売上 = 付加価値となります。よ
つて、200円と300円に対応する

ことになるのです。

さて、それぞれの事業者が自ら
納付した消費税額を計算してみましょ

う。

小売業者は15円、かまぼこメーカー
は10円、かまぼこ板メーカーは10円、

漁師は15円を国に納めました。その合

計額は15円 + 10円 + 10円 + 15円となり、

消費者が負担した50円と一致します。

このように、各段階の事業者が自ら
生み出した付加価値に応じて納付する

ような税を付加価値税といいます。そ

して、それぞれの事業者が国に納めた
税の合計額は、消費者が負担した消費
税額に一致することになります。

25

こうすれば節税に強くなれる

「節税」というと、とかく利益減らしに向かいかがちです。確かに法人税は所得の金額に対して税率を適用して計算するものですから、所得金額減らしが法人税額減らしに直結します。ただし、企業会計上の利益と法人税法上の所得の金額とは微妙に異なります。つまり、損益計算書上の利益を圧縮することだけが法人税額減少への道ではないということです。

そこで損益計算書の利益をいじらなくとも法人税額を少なくできる（もちろん、住民税も事業税も連動します）代表的な対策を紹介しましょう。平成18年度税制改正で交際費の課税範囲が明確化されました。従来、期末の資本金の額が1億円以下の法人につ

いては、交際費のうち年間400万円を超える部分の金額は100%損金不算入

算入、年間400万円以下の部分の金額

についても10%が損金不算入となっ

ていました。改正では、この交際費が

法人税額減らしに直結します。ただし、企業会計上の利益と法人税法上の所得の金額とは微妙に異なります。つまり、損益計算書上の利益を圧縮することだけが法人税額減少への道ではないとい

うことです。

そこで損益計算書の利益をいじらなくとも法人税額を少なくできる（もちろん、住民税も事業税も連動します）

代表的な対策を紹介しましょう。

平成18年度税制改正で交際費の課税範囲が明確化されました。従来、期末の資本金の額が1億円以下の法人につ

けた金額が節税額となります。

新制度の適用を受けるためには、飲

食に参加した者の氏名や人數等一定

の事項を記録した書類を保存しておく必要があります。実際この記録を行な

うためには、社長から社員に（領収証

にメモ書きを残すようになど）アナウ

ンスをしてもらう必要があるでしょう。

たとえばある会社が年間500万円の交際費を使っていて、そのうち10

0万円が1人500円以下の飲食費

だつたとしましょう。従来なら、40

0万円を超える部分の100万円と、

400万円以下の部分の金額の10%の

40万円を合わせた140万円が損金不

算入となります。ところが新制度なら、

金額の10%の40万円のみ。新制度の適用により所得金額を100万円減少さ

せることがあります。これに税率を掛

けても法人税額を少なくてできる（もちろん、住民税も事業税も連動します）。損益計算書上の利益をいじらなければ法人税額減少への道ではないといふことです。

そこで損益計算書の利益をいじらなくとも法人税額を少なくできる（もちろん、住民税も事業税も連動します）

代表的な対策を紹介しましょう。

平成18年度税制改正で交際費の課税範囲が明確化されました。従来、期末の資本金の額が1億円以下の法人につ

いて、税金を納めます。

また、給料をもらっている人「サラリーマン」は、給料を支払う人が税金を計算し、給料からあらかじめ差し引いて、まとめて毎月税務署に納める仕組みになっています。

この解説の最後の文（「また」以下）の文が、源泉所得税の説明です。

源泉徴収というのは、文字どおり、その所得の源泉部分で所得税が徴収されてしまうということです。先の解説

文は、サラリーマンは、自分の給料全額を手にすることなく納税が完了してしまってということをいつているのです。

税金相談」の解説を見てみると、まず、源泉所得税についての「「こども税金相談」の解説を見てみると、そこにはこう書かれています。

源泉所得税というのは、所得税法の一部分として規定されています。そ

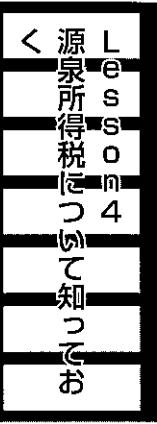
こで、まずは所得税についての「「こども

税金相談」の解説を見てみると、そこにはこう書かれています。

「所得税は、個人の1年間の所得に掛かる税金です。所得に応じて税金を納める仕組みになっています。納め方は、

たとえば、事業をしている人は、自分で所得と税額を計算して、翌年の2月

16日から3月15日の間に税務署に申告



ここでも「こども税金相談」の解説を見てみましょう。

費調達のため、1940年に導入されたものです。国としては確定申告前に税金の前取りができるわけですから、これほど都合の良い制度はありませんよね。

なお、源泉徴収の対象となる所得は給与だけではありません。源泉徴収する側ではなく、源泉徴収される側で身近なところでは、利子や配当についても所得税が源泉徴収されています。また、株式投資をしている人なら、特定口座内における株式譲渡益に対する源泉徴収も馴染みが深いと思います。その他、年金についても所得税が源泉徴収されて支払いが行なわれています。

源泉徴収する側で馴染みが深いのは、給与の他、弁護士や税理士への報酬などが挙げられるかと思います。

これについては次項で少々詳しく見

Lesson 5 給与所得に係る源泉徴収について知つておく

会社は給与・賞与を支払う際に所得税を徴収し、その徴収日の翌月10日までにこれを国に納付しなければなりません。



給与所得から所得税を徴収する際の税額は、給与の支払いを受けた人が受けていたことを国に納付しなければなりません。

定申告をせず、年末調整で年税額を確定させることを前提としているため、非常に細かく定められています（後述の報酬、料金等に係る源泉所得税とは対照的です）。

また、徴収した所得税の納税時期は、小規模な会社（常時給与の支払いを受ける者が10人未満）については事務負担の軽減を図るために、税務署長の承認を受けた場合には、1月から6月の給与から徴収した所得税を7月10日、7月から12月の給与から徴収した所得税を翌年1月20日までに納付することができます。

報酬・料金の代表的なものは、弁護士や我々のような税理士など、士業の者に対して支払う報酬です。この他、原稿料や講演料を支払う会社はある程度の割合であるかも知れません。また、特定の業種になってしまいますが、外交員報酬も源泉徴収の対象です。さらに業種の特定されるもの

に對して支払う報酬です。

この他、原稿料や講演料を支払う会社はある程度の割合であるかも知れません。また、特定の業種になってしまいますが、外交員報酬も源泉徴収の対象です。さらに業種の特定されるもの

に對して支払う報酬です。

この他、原稿料や講演料を支払う会社はある程度の割合であるかも知れません。また、特定の業種になってしまいますが、外交員報酬も源泉徴収の対象です。さらに業種の特定されるもの

としては、ホステス等の業務に関する報酬というものがあります。その他にもいろいろと対象となるものがあるのですが、マニアックになってしまってこの辺で留めます。

それでもよくこれだけ対象所得を細かくリストアップしたものだと感心してしまいます。

さて、これらの報酬、料金等に対する源泉徴収税額の算定方法ですが、細かい規定はあるものの、おむね支払った金額の10%です。これは、支払いを受ける者が確定申告を行なうことを前提としているため、給与所得に係る源泉徴収とは異なり、ざっくりとした計算方法となっています。

源泉徴収した所得税の納期について

は、給与所得に係る源泉所得税同様翌月10日が原則ですが、「士業」に対する報酬に限っては、前述の納期の特例を受けることができます。

受けますが、法人の所得に對して課税される法人道府県民税、法人市町村民税および法人事業税だけで、地方税の20%強を占めています。

ちなみに平成16年度の数字を見ると、法人二税（道府県民税、法人事業税）の税収は7兆1887億円に達していました。決して小さくない金額だということが分かります。

ここで表示される「法人税、住民税に「当期純利益」を計算するようになります（税効果会計を適用している場合は「法人税、住民税および事業税」と「当期純利益」の間に「法人税等調整額」が入りますが、ここでは割愛します）。

さて、経理担当者としては会社に關する地方税として何を知つておくべきなのでしょうか？ 詳しく知つておくべき税金は、次の二つに集約できます。

「税引前当期利益」から控除して表示されることはなっているのです。

いずれも、法人の所得に對して課せられる税金なので、損益計算書上は法人住民税は、さらに、法人道府県民税と法人市町村民税に分かれます。

先ほど、法人の所得に對して課せらるる税金と説明しましたが、正確には、

法人の所得に對して課せられる法人税額を課税標準として計算される税金です。つまり、所得の金額からの計算式

でこの辺で留めます。

1 会社が課される地方税

(イ) 法人住民税

(ロ) 法人事業税

会社の損益計算書の末尾は、通常、「税引前当期利益」から「法人税、住民税」というのは専らこれが負担しているかのようないい印象を

方行政が成り立っています。地方分権の推進の観点から、地方税をより充実化することが大切です。

これを読むと地方税というものは専ら

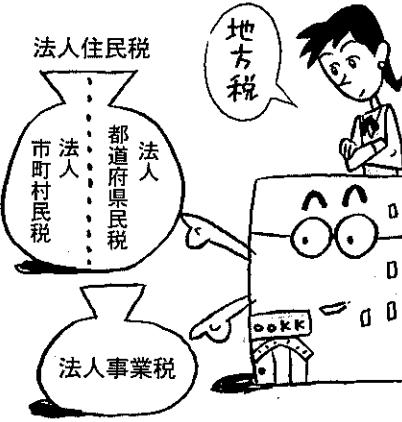
個人が負担しているかのようないい印象を

を示すと、「所得の金額×法人税率×道府県民税率」として計算されます。

・法人市町村民税

税金の計算方法は法人道府県民税と同様です。ただ、税率が異なるのと、課税の主体が道府県ではなく市町村であるところが異なります。

なお、法人道府県民税の標準税率は5%、法人市町村民税の標準税率は12・3%です。合計すると法人住民



税率は17・3%となります。課税標準である法人税の税率が、資本金1億円以下の中小企業であれば年800万円超の部分の金額に対して30%です。

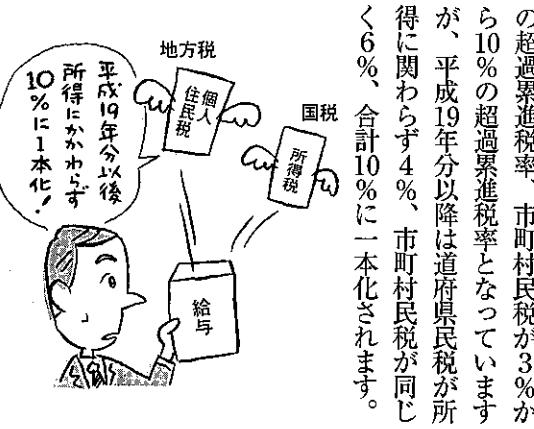
で、所得の金額に対しては、年800万円超の部分の金額について22%×17・3%＝3・806%、年800万円超の部分の金額については $30\% \times 17\% = 5\cdot19\%$ となります。

一方、法人事業税は法人の所得に対して直接税率を掛けて計算する税金で、道府県に納めます。税率は、年400万円超年800万円以下の部分の金額に対して7・3%、年800万円以下部分の金額に対して5%、年400万円超年800万円以下の部分の金額に対して9・6%となっています。

税率は、現在徴収されている個人住民税では道府県民税が2%から3%の超過累進税率、市町村民税が3%から10%の超過累進税率となっています

が、平成19年分以降は道府県民税が得に閑わらず4%、市町村民税が同じく6%，合計10%に一本化されます。

個人道府県民税と個人市町村民税との申告・納付等の窓口が市町村に一本化されることです。



補習3 租税特別措置法ってなに?

「租税特別措置法」とは、一定の期間

税金を軽減・免除・還付したり、納税義務、税額の計算等の特例を設けること等について規定した法律です。

本来、税制は誰にでも公平、中立でなければなりませんが、租税特別措置法は反対のことをしているように見えます。というのも、この法律では特例的に税金を減免すること等が定められているからです。

この法律の目的は、不況業種に対するテコ入れを行なつたり、一定の取引に重く課税したりして、「特定の政策」の実現に向けて経済社会を誘導する」ところにあります。税制そのものをえて政策として活用しているともいえるでしょう。

租税特別措置法には、以下のような特徴があります。

① 法の適用期間が定められている

② ある一定の業種・規模等を決め、その対象者のみに優遇措置を設けている

③ 逆に本法より厳しい規定も置かれている

④ 青色申告を前提条件とする規定が多い

⑤ 申告書(明細書)の提出を要件とする場合が多い

⑥ 第二章は所得税法に、第三章は法人税法、第四章は相続税法に、「事業年度において○○する」等と期限を設けている条文が多いのですが、こ

れはその期間だけ適用があることを示しています。これは「時限立法」などといわれるものですが、先の例でいえば平成20年4月1日以後開始事業年度では、この条文の効力がなくなっています。つまり、このことを意味しています。

このように、租税特別措置法は放置しておくと効力を失う「日切れ法案」となっているのが大きな特徴です。ま

た、業種の限定や資本金規模の限定などがなされ、ある特定の会社しか適用しつかり調べて、自社に有利になる法の大きな特徴です。

規定に関しては見逃すことのないようになります。

たとえば、「平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する事業年度において○○する」等と期限を設けている条文が多いのですが、こ

Lesson 7
税制改正の流れはこうなって
いる

税制改正は、おおよそ左の図のとおりの流れで決定されます。平成18年度税制改正を例に取って、そのスケジュールを確認しましょう。

まず、平成17年11月25日に政府税制調査会が「平成18年度の税制改正に関する調査」を行なった。

続いて、年明け平成18年1月17日に、「平成18年度税制改正の要綱」が閣議決定され、この閣議決定もとづき内閣が法案を作成し、2月上旬に国会上程されました。これらの法案が衆議院・参議院で審議されました。

答申、大綱、要綱、法律案とお堅い言葉が並んでいますが、要はスケジュールの後になるほど具体的になると押さえてください。また、大綱と要綱は決定機関が異なるだけで、基本的には同じ内容です。



では、答申と大綱・要綱はどの程度記述に違いがあるのでしょうか?

たとえば、今年から縮減された所得税の定率減税（給与計算を担当されている方ならご存知ですよね）を例に、答申と大綱でどの程度違うか見てみましょう。この改正は平成17年度税制改正で行なわれましたので、平成17年度の答申と大綱をくらべると、以下のとおりです。



① 答申

「何%」という数字が出てこないのが答申です。

「定率減税については、平成18年度までに廃止すべきである。その際、経済への影響を考慮すると、平成18年度税制改正において一度に廃止するよりも、段階的に取り組むことが適当であり、平成17年度税制改正においても縮減を図る必要がある。」

このように、「段階的に」という表現とともに、「定率減税の額について、次のように現となつており、具体的に「いくら」

② 大綱

現行

「定率減税の額について、次のように引き下げる。

(1) 所得税

所得税額の10%相当額（10%相当額が12・5万円を超える場合は、12・5万円）

所得税額の10%相当額（10%相当額が25万円を超える場合は、25万円）

改正案

このように、具体的な数字が記述されるのが大綱です。大綱が出ると新聞・雑誌にも「平成の大増税！」のような記事が出ますので、経理担当者は年末の新聞記事は要チェックです。
さて、前年末から年が明けて年度末（3月末）までの間は、税制改正の話

題で持ちきりとなります。多くの改正はごく少数の例外を除き、法人課税について改定年度の4月1日以降開始事業年度、個人課税については翌年1月1日以降について適用されることになります。

そうすると、特に個人課税については、前年度の改定内容が重要になってしまいます。先ほど例に挙げた定率減税について説明してみましょう。

平成18年度税制改定大綱では、「定率減税は、所得税については平成18年分、個人住民税については平成18年度分をもつて廃止する」となっています。これは、所得税について平成19年分、住民税については平成19年度分からは全廃するという意味の文章です。

ですから、この改定が実際に実務に影響してくるのは来年なのです。税制改定の記事を読む場合には、「適用時期」に注意して読むと、無用な早とちりをせずに済みますので、ぜひ頭の片

隅に置いておいてください。

ちなみに近年は、小泉首相が主導して構造改革により、税制も大きく変わっています。分かりやすいのは、所得税率、住民税率の改定でしょう。

平成18年度改定では、ニュース等で

おなじみの「三位一体改革」（国から地方への国庫補助金の削減、地方へ税源を移譲、地方交付税の見直し）の一環として、個人課税においては住民税率が現行の5%、10%、13%の3段階

税率から10%の単一税率に一本化され、代わりに所得税率がより細かく現行の4段階税率から6段階税率となることが決定しています。より地方に税源を移すという趣旨の改定です。

このように、ときの政権や経済状況等により、税制は常に変化しています。そのようなことを念頭に置きながら新聞・雑誌を読んだりニュースを見たりすると、税に関する話題に敏感になれるとかも知れませんね。

●のむら ゆきひろ

1968年生まれ。92年早稲田大学法学部卒。同年税理士試験合格。税理士・社労士らとの共同事務所経営を経て、2001年中小企業の会計・税務・意思決定支援を目的としたノムラ・コンサルティング・オフィスを開業。2002年中小企業診断士登録。URL:<http://www.nomura-co.com> Mail:Info@nomura-co.com【近況】今年はクリスマス音楽にはまっています。このところのお気に入りはフルツクナ。指揮者フルーノ・フルターによれば、「フルツクナ」は神を見た。しかしマーラーは神を見ようとした」らしいです。

いかがでしたか？ 経理担当者として知つておきたい税金の知識を駆け足で見ました。まずは基本を抑え、自分の得意な分野について、ぜひ前向きに勉強してください。

補修4

税制調査会って何がある？

下で、その違いを見ていきましょう。

自民党（与党）税制調査会には各

種団体や各省庁から税制改定の要望が提出されます。自民党（与党）税制調

政府税制調査会
政府税制調査会は、内閣総理大臣の諮問機関（国や地方自治体等の行政機関から特定の問題点について参考意見を求められたときに、多角的に検討し回答する機関のこと）で、税制のあり方について幅広く議論するために設置されたものです。

つまり政府税制調査会は、問題に關して「このようにしてはどうか」とす

めることはできても決定権はなく、あくまで税制の問題に関して回答、報告をする機関なのです。

ただでさえ膨大な税制ですから、このように役割分担をしていないと、スケジュールどおりに税制改定を行なうこと

で最後に、税制調査会の概要について解説しておきましょう。そもそも税制調査会とは、毎年行なわれる税制の改定において、現行の税制の見直しや、どこをどう改定するかについて等の膨大な要望を整理し、翌年の税制改定の大枠を決定するための機関です。

この税制調査会には「政府税制調査会」と「自民党（与党）税制調査会」という二つの別々の機関があります。

ではその違いは何なのでしょうか。以

て知つておきたい税金の知識を駆け足で見ました。まずは基本を抑え、自分の得意な分野について、ぜひ前